

統計法第15条の規定に基づく立入検査等について（事務局の見解）

- ・ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）では、以下のように記載されているところである。

（本文）

第 3 公的統計の整備に必要な事項

3 統計の利活用促進・環境改善

（4）報告者の理解の増進・公平感の確保

統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、統計調査の円滑・効率的な実施や統計精度の向上のためには、報告者における統計調査への理解の増進を図る取組を更に強化するとともに、報告義務が課される基幹統計調査における報告者間の公平感を確保することが重要である。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成 22 年 3 月 30 日各府省統計主管部局長等会議申合せ。平成 25 年 1 月 31 日最終改正）や「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」（平成 25 年総務省政策統括官（統計基準担当）室）等を踏まえつつ、府省間及び地方公共団体との情報共有や、報告者の理解の増進に取り組んでいる。

最終取りまとめでは、①統計法第 15 条に基づく立入検査等^(注 21)を積極的に行っていくこと（略）が求められている。

（略）

このため、総務省を中心とする関係府省は、統計調査に協力する報告者の公平感や統計調査の結果精度を確保するため、基幹統計調査の実施に際し、企業等から報告がなかなか得られない場合の対応として、立入検査等を積極的に実施する必要がある。その対象となる統計調査の選定に当たっては、①事業所・企業等を対象としていること、②調査票の未提出による結果の補正等が困難であること及び③母集団情報として利用されるなど他統計調査に多大な影響を与えることを基本とする。対象となる客体の選定については、①継続的に督促を行っているにも関わらず未報告、②数次の調査にわたり継続的に未報告、③組織的な対応として未報告のいずれか又は複数に該当することを基本的な考え方として、当該統計調査の結果への影響度なども勘案し、各調査において具体的に決定するものとする。また、立入検査等の実効性を確保するため、立入検査等の実施に際しては、事前に対象企業等に通知の上、会計担当者など必要な対応ができる者の立会いを求めることや、事後に立入検査等の実施状況を公表することを原則とする。当面の対応として、総務省及び経済産業省は、これらの実施事項等の更なる具体化を図るため、その重要性も鑑み、経済センサス - 活動調査を念頭に検討を進める。

（以下略）

（注 21）資料の提出の求め、必要な場所に立ち入った帳簿・書類その他の物件の検査又は関係者への質問

(別表「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分)

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 統計の 利活用促進・環境改善 (4) 報告者の理解の 増進・公平感の確保	○ 経済産業省の協力を得て、経済センサス-活動調査を念頭にしつつ、統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考とし、統計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について、結論を得る。これを踏まえ、平成33年(2021年)経済センサス-活動調査において、立入検査等を積極的に行っていくための実務的な方策について検討し、結論を得る。	総務省、 経済産業省	平成33年 (2021年)経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る。 また、実務的な方策について、同調査の実施時期までに結論を得る。

<事務局の見解>

これを踏まえ、経済センサス-活動調査（以下「本調査」という。）では、新たに調査計画に「立入検査等の対象とすることができる事項」を記載することを計画している（詳細は、資料2「審査メモ」のP15を参照）。

これについては、第Ⅲ期基本計画で示された方向性を踏まえたものであり、今後、本調査で立入検査等を実施していくための必要な措置として、調査計画に記載されていることから、適切と考える。

一方で、第Ⅲ期基本計画では、本調査において立入検査等の実務的な方策を検討する前提として、総務省において「統計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について、結論を得る」こととされている。

当該事項については、本調査に限らず、統計調査全般に関わることから、今後、施行状況報告等の場を活用しながら、検討状況について報告を行う必要があると考える。